

# 産学連携活動に係る札幌医科大学利益相反ポリシー

平成19年4月1日

平成27年5月1日改正

## 1 趣旨

地域医療への貢献と並び、医学医療に係る真理探究活動を通じた研究成果の社会的還元は、これまで医科系総合大学としての本学にとって本質的な価値の一つとされてきたが、今日においては、その研究成果の迅速かつ実効的な移転を図るための産学連携への取組の強化が、各大学に対し、一層強く求められる時代となってきた。

一方、研究成果の自由な公表やその社会的な共有を原則とする大学と、獲得する利益の源泉が営業上の秘密にあるとされる企業等とが共同で事業を行う仕組みである産学連携を推し進めることは、不可避免的に、社会公共や大学の利益と本学所属の教職員の個人的な利益などとの衝突をもたらすおそれがある。

これらの異なる利益の衝突を調整することなく放置し、その責任を個々の教職員に委ねておくことは、社会に対する大学の説明責任の懈怠というだけでなく、産学連携活動に従事する教職員にとっても社会の直接的な批判に晒されるなどの負担が研究活動の支障ともなり、ひいては創設以来培われてきた本学のインテグリティ（大学としてのあるべき姿又はそれに対する社会の信頼）そのものを喪失させるおそれがある。

このため、本学においては、利益相反事態に適切に対処することにより、教職員の責任・負担を軽減させ、その研究環境の整備を図るとともに、本学としてのインテグリティを保持しつつ産学連携体制の一層の強化を図るため、利益相反に関する基本的な指針を定めるものである。

## 2 ポリシーにおける用語の意味

### (1) 利益相反

本学教職員が産学連携活動によって特定の企業等から得る利益又は企業等に対し負担する責任と教育、研究という大学における責任が相反している場合、及び本学が産学連携活動によって得る利益と大学自体が社会に対して負担する責任が相反している場合、その他これに類する場合をいう。

### (2) 産学連携

企業との共同研究や受託研究などの他、企業へのコンサルティングなど本学やその教職員が有する研究成果・特許等を企業等に移転するための取組みをいう。

## 3 適用される教職員の範囲

①本ポリシーの対象者は、本学と雇用関係にある常勤・非常勤の教職員とする。

②訪問研究員や客員教授などの外部研究者及び学生・研究生等については、必要な範囲内でポリシーを準用する。

#### 4 利益相反事態を回避・解決するための基本原則

##### (1) 大学事業主体の原則

本学教職員の産学連携活動は、できる限り、大学を事業実施主体とした取組みの中で行うものとする。

##### (2) 大学への開示原則

本学教職員の産学連携活動については、大学に対し、事前に、その活動に係る関係情報を開示するものとする。

##### (3) 公明性・透明性の確保原則

本学教職員の産学連携活動に係る大学の承認手続きや情報の開示手続き等については、十分な透明性と公明性を確保するものとする。

##### (4) 公共の利益、大学の利益優先の原則

産学連携活動によってもたらされる研究者個人の利益が、公共の利益又は大学の利益と相反する場合、又は大学の利益が公共の利益又は大学のインテグリティと相反する場合には、それぞれ後者を優先させるものとする。

##### (5) 排除の原則

大学又はその機関が教職員の産学連携活動の相手方に関係する意思決定を行う場合には、原則として、その教職員は当該決定手続きから排除されるものとする。

##### (6) 責任比例の原則

産学連携活動についての承認・情報開示等の制約基準は、大学における当該教職員の地位に応じて重いものとなるものとする。

#### 5 利益相反事態に対する管理方策

利益相反事態に具体的に対処するため、上記基本原則を踏まえ、教職員の届け出の範囲や利益相反事態を管理する組織（相談体制の整備を含む）、体制の検証方法、外部への情報公開の方法などについてマネジメントするための規程を、別途策定するものとする。なお、規程の策定に当たっては、学生等の学習の権利や研究者の研究の自由を不当に侵害しないよう十分な配慮と、とりわけ臨床研究に係る産学連携活動については、倫理上及び被験者の個人情報保護上特別の配慮が求められる。